

「ことば」シリーズ15

言葉に関する問答集7-9

「ことば」シリーズ 15

言葉に関する問答集 7

文 化 庁

「ことば」シリーズ19
言葉に関する問答集 9

昭和58年3月31日 発行

定 価 270 円

編 集 文 化 庁

発 行 大 蔵 省 印 刷 局

〒105

東京都港区虎ノ門二丁目2番4号

TEL (03) (582) 4411

落丁、乱丁本はおとりかえします。

「ことば」シリーズ 15

言葉に関する問答集 7

文 化 庁

前 書 き

文化庁では、昭和五十五年度も昭和四十七年六月の国語審議会建議「国語の教育の振興について」の趣旨に基づき、「ことば」シリーズ15「言葉に関する問答集7」を刊行し、これを広く配布することとしました。

この本は、既刊の「ことば」シリーズ3・5・7・9・11・13「言葉に関する問答集」1～6に続くもので、日常生活における具体的な言葉の使い方、書き方、読み方等広く関心を持たれている問題を取り上げて一問一答の形式で解説したものであります。

当然のことながら、これらの問題に関連がある国語施策として示されている「当用漢字音訓表」「送り仮名の付け方」等は決して国民を拘束するものではなく、またそれ以外のものが日本語としてすべて間違いであるとしているものでもありません。しかし、我々の社会生活を円滑に進めていくためには、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送等の公共性の高い分野では良い文章表現のための目安を定めておく必要があるというのが、国語審議会の答申の趣旨であります。そして、これらの国語施策が示されているのであります。

したがって、この本に掲げられている答えも、国語施策の示すところに従つて文章を書くのであれば、こうもなるであらうというものを中心としております。その意味で、我々が日本語における言葉の問題を考える場合の一つの参考となるであらうと考えます。

この「ことば」シリーズ全体の趣旨としても、国民の言語生活について規範を示していこうとするよりも、むしろ我々が日本語について考えたり話し合ったりするきっかけとなり、参考となるものであることをねらいとしております。そして、広く国民の間に国語に対する認識が深まり、国語を大切にする精神が高まっていくためにお役に立つこととなれば、誠に幸いと存じます。

終わりに、本書の作成に当たって御協力くださった方々に、心から感謝申し上げます。

昭和五十六年三月

文化庁文化部長

塩津 有彦

企画、執筆等に御協力くださった方々

(五十音順、敬称略)

氏 名 現 職

天 沼 寧 大妻女子大学教授

加 藤 彰 彦 実践女子短期大学教授

斎 賀 秀 夫 国立国語研究所言語計量研究部長

武 部 良 明 早稲田大学教授

林 大 国立国語研究所長

なお、文化庁においては、主として次の者が本書の編集、作成に当たった。

室 屋 晃 文化部国語課長

上 岡 国 威 文化部国語課課長補佐

木 村 秀 次 文化部国語課国語調査官

山 口 佳 也 文化部国語課国語調査官

目次

前 書 き

第一部 言葉に関する問答編 9

一 漢字の使い分けに関連する問題 10

- 問 1 「收拾」と「収集」の使い分け
- 問 2 「交代」と「交替」の使い分け
- 問 3 「終了」と「修了」の使い分け
- 問 4 「趣旨」と「主旨」の使い分け
- 問 5 「食料」と「食糧」の使い分け
- 問 6 「半面」と「反面」の使い分け
- 問 7 「不用」と「不要」の使い分け
- 問 8 「編集」と「編修」の使い分け
- 問 9 「合わせる」と「併せる」の使い分け
- 問 10 「押さえる」と「抑える」の使い分け
- 問 11 「踊る」と「躍る」の使い分け
- 問 12 「顧みる」と「省みる」の使い分け
- 問 13 「作る」と「造る」の使い分け
- 問 14 「荒い」と「粗い」の使い分け
- 問 15 「卵」と「玉子」の使い分け

二 漢語の書き表し方、漢字の読み方に関連する問題

- 問 16 「定年」か「停年」か
問 17 「中身」か「中味」か
問 18 「不斷」か「普段」か
問 19 「言質」か「ゲンチ」か「ゲンシツ」か
問 20 「固執」は「コシツ」か「コシュウ」か
問 21 「出生」は「シュッショウ」か「シュッセイ」か
問 22 「続柄」は「ゾクがら」か「つづきがら」か
問 23 「粗品」は「ソヒン」か「ソしな」か
問 24 「小人数」は「こニンズ」か「ショウニンズ」か
問 25 「木の実」は「きのみ」か「このみ」か

三 送り仮名、外来語等の表記に関連する問題

- 問 26 「手引」か「手引き」か
問 27 「ハンカチ」か「ハンケチ」か
問 28 「レインコート」か「レインコート」か
問 29 「物」と「者」と「もの」
問 30 「下さい」と「ください」

四 その他の問題

- 問 31 「上演」と「公演」
問 32 「移転」と「転居」と「移住」
問 33 「コップ」と「カップ」
問 34 「ゆだる」か「うだる」か

- 問 35 「ゆさぶる」と「ゆすぶる」
- 問 36 「あじきない」か「あじけない」か
- 問 37 「ぎこちない」か「ぎこちない」か
- 問 38 「どうか」と「どうぞ」
- 問 39 「——になる」と「——となる」
- 問 40 「お持ちする」と「お持ちになる」
- 問 41 「会員各位殿」は正しいか
- 問 42 「波紋を投ずる」「波紋を投げる」という表現は正しいか
- 問 43 「係の者からいただいてください」は正しいか
- 問 44 「机」は何と数えるか

第二部 用語の選び方

- 一 いい文章を書くための用語の選び方……………59
- 二 正確な用語……………59
- 三 分かりやすい用語……………75
- 四 適切な用語……………86
- 五 敬語の使い方……………89

第一部

言葉に関する問答編

一 漢字の使い分けに関連する問題

〔問1〕「收拾」と「収集」の使い分け

〔答〕「收拾」と「収集」は、どちらも「しゅうしゅう」と読むが、それぞれ意味が異なる、いわゆる同音異義語である。

漢字の「収」は、字訓が「おさめる」で、もと罪人を収容することの意味であったのが、ひいて、広く物を取り入れる意味となったといわれる。

「拾」は、字訓が「ひろう」で、次々と手で取り上げる意味である。したがって、「收拾」の一つの意味は、「いろいろな物を拾い集めること」で、

收拾物 散乱した物を收拾する
のように用いられる。

もう一つの意味は、「乱れた事態をとりまとめる。ととのえ、おさめる」ということで、

混乱した事態を收拾する ストを收拾する
收拾がつかなくなる 時局を收拾する
などと用いられる。

これに対し、「収集」は、「いろいろな物をあちらこちら

から集めること」であり、

残った品物を収集する

塵芥を収集する

ゴミの収集日
などと用いる。

また、「収集」は趣味や研究のために、特定の品物や資料などを選んで集める、いわゆるコレクションの意味の場合にも用いられる。

切手を収集する 資料の収集 収集癖

これは、もと、「蒐集」と書かれていたのであるが、「蒐」が当用漢字表外の字であるので、「同音の漢字による書きかえ」（昭和三十一年七月 国語審議会報告）で、「蒐集→収集」の書き換えが示されたものである。

なお、「拾集」又は「拾収」の表記を当てて、見出しとしているのは、古い国語辞書に見られるのであるが、これらは今日ではあまり一般的ではない。

〔問2〕「交代」と「交替」の使い分け

〔答〕「かわりあうこと、いれかわること、いれかわり」

の意味で、「交代」あるいは、「交替」の語が使われるが、国語辞書では、この二つを一般に、同一の見出しのもとで解説しており、使い分けについては触れていない。しかし、おおむね、次のような傾向があるようである。

本来、「交代」の交はとりかえる、代は役目等をか
わる意であり、例えば、

議長が交代する 選手交代 主役交代

のように、前の人が行っていた役目（仕事）を別の人がとってかわり受け継いで行う場合に多く用いられ、普通は、それが一回限りである。

これに対して、「交替」（「替」は、いれかわるの意）の方は、同一の仕事を別の人が時間を分けていれかわって行うことを表し、例えば、

交替で勤務する 当番を交替で行う 昼夜交替制

などのように用いられる。しかも、それは代わりばんこに何回も行われることが普通である。

なお、「交代」は古くは「カウダイ」と濁ってよまれていたようである。（『運歩色葉集』ハ十六世紀中ごろ、『日葡辞書』ハ一六〇三年V等による。）

問3 「終了」と「修了」の使い分け

〔答〕 ある一定の時間や期間、継続した物事がおわること、おわりにすることを「終了」という。「終」の字訓は

「おえる」「おわる」「了」も「おえる」「おわる」で、同じ意味の漢字を重ねて造った熟語であり、

仕事を終了する 予定のとおり終了

期間が終了する 会議が終了する 終了時刻

本日は営業を終了いたしました

などと用いる。類義語には、「終結、終止」があり、反対語は「開始」である。

この「終了」のように、同じ意味の漢字を二つ重ねた熟語は多いが、例えば次のようなものがある。

勤務 映写 上昇 分割 選択 繁栄

それに対して、「修了」は、「おさめおわる」の意味で、決められた範囲の教育内容又は一定の課程を学習しおえることであり、例えば、「学校教育法」「同施行規則」に次のように見られる。

・大学に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者若しくは、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。（学校教育法第五十六条）

・小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当つては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。（学校教育法施行規則第二十七

証明（修了証書）

〇〇〇第〇〇号

修 了 証 書

〇 〇 〇 〇

あなたは文部省並びに関東甲信越地区国立
大学主催の昭和〇〇年度関東甲信越地区国立
大学係長研修において所定の課程を修了しま
したよってこれを証します

昭和〇〇年〇〇月〇〇日

文 部 省

（条）

・校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、

卒業証書を授与しなければならない。（同右第二十八

条）

研修会等で一定の課程を終えた場合の証明として、「修

了証書」が出されることが普通であるが、その「修了証書」

については、『文部省 公文書の書式と文例』（昭和五十五年

版）に、次のような例が掲げられている。

〔問4〕「趣旨」と「主旨」の使い分け

〔答〕 あることをしようとするに当たって、もともになる

考えという意味で、

御趣旨には賛成ですが、具体的な面でお検討を要す

る点があります。

のように言うことがある。

「趣」は「おもむき」、「旨」は「むね」であり、普通、

事業の目的や意図、文章や話などで、述べようとしている

中心の事柄をいう。一般には、

趣旨の説明 条文の趣旨

趣旨に反する

などとして用いられ、実際に次のような

用例がある。

・賛助会員は、この法人の趣旨に賛成

した者のうち理事会で選衡せられた

者（某社団法人の定款）

・児童手当の支給を受けた者は、児童

手当が前条の目的を達成するために

支給されるものである趣旨にかんが

み、これをその趣旨に従って用いな

ければならない。（児童手当法第二

条）

これに対して、「主旨」は、

立案の主旨

などと用いて、中心となる主要な考え・内容のことを指す。「主」に意味の力点がおかれるのであるが、実際には「趣旨」と同じ意味で使われることが多い。日本新聞協会の新聞用語懇談会で編集した『新聞用語集』では、「趣旨」に統一して用いることにしている。

〔問5〕「食料」と「食糧」の使い分け

〔答〕「食糧」の糧には「かて、ねんぐ、ふち」の意味があり、「食糧」は農産物、特に米や麦などの穀類、つまり主食について用いることが普通であり、一般に、

食糧危機 食糧自給 食糧問題

食糧事情が悪化する

などと使われている。

「農林水産省設置法」の中には、

主要食糧及びこれを主な原料とする飲食料品（以下「主要食糧等」という。）に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。（第七十三条六）

とあり、「主要食糧」の言葉が見られる。

また、「食糧」は、

三日分の食糧を携行する

のように、旅行や戦争などに携行する食べ物で、人数や日数に合わせて必要な分だけ準備する場合にも用いられる。

それに対して、「食料」は本来、食事の材料という意味

であり、一般には、肉類・野菜・果物・調味料など、主食以外の食品を指していることが多い。例えば、

食料を調理する 生鮮食料品 食料品コーナー

などの使われ方がこれである。

ところで、米や麦などの主食と主食以外の食品をも含む広い概念としては、どちらを用いるかということが問題になるのであるが、農林水産省では、現在、「食料」を用いる方針をとっている。ただし、食糧庁・食糧事務所などの官署名や、食糧管理制度・食糧管理特別会計など現に法令等で使用されているものはこの限りではない。

例えば、昭和四十年程度までは「食糧需給表」としていたが、それ以後の報告においては、「食料需給表」と「料」を使用することに改めている。その内容が農産物だけでなく、水産物はもちろんのこと、油脂等も含んだものになっているからである。

ほかに、昭和五十五年十月に出された、農政審議会の答申「一九八〇年代の農政の基本方針」「農産物の需要と生産の長期見通し」には、次のような例が見られる。

食料需要 食料消費 食料事情 食料生産

食料問題 食料自給力 食料の安全保障

食料の国際需給事情

これは、対象とするものが、農産物だけではなく、畜産物、水産物をはじめ、加工食品（乳製品・油脂など）を広く含んでいるという趣旨からであると言われる。

ところが、その農政審議会の答申について報ずる各新聞の記事内では、すべて「食糧」を用いている。

また、総理府が、昭和五十五年九月に、主食・副食物類・水産物・今後の食品動向等についての世論調査を行っているが、その表題は「食生活・食糧問題に関する世論調査」としている。

更に、「高等学校学習指導要領解説」（文部省昭和五十四年）には、次のような例がある。

- ・食生活は、食糧の生産や流通及びその時代の生活の文化的背景によって影響されることが多いことを理解させる。（家庭編）

- ・食品の生産を食糧問題として、また、加工・貯蔵がそのことに大きな意義をもっていることを理解させ、……（家庭編）

- ・食糧生産としての畜産の特色……肉・卵等動物性たんぱく質を生産するところに特色があることを理解せせるとともに、……（農業編）

つまり、主要食品と主食以外の食品とを含む広い意味の場合に関しては、表記は必ずしも一定していず、ゆれていくというのが現状である。

なお、明治時代の小説などには、「食料」を「食事の代金」の意味で使っている例も見られるが、現在一般には、そうした意味では使われない。

〔問6〕「半面」と「反面」の使い分け

〔答〕「半面」の方は、「顔の半分」という意味の「半面」から、一定の広さを持ったものの表面の半分という意味に使われる。例えば、

テニスコートの半面を使って練習する

画用紙の上の半面を空色に塗る

などとして用いられる。

これが、物事の片側の面、相対するものの一方の面の意味で、次のように使われることもある。

- ・半面の真理

- ・スピードダウンが認められなかったことで、列車の利用者ははっとした半面、沿線住民は、同じ騒音に耐えねばならぬと気の毒に思った人も多かるう。（新聞）

- ・自由を取り戻し、世の中は明るく華やいできた。でも半面、羽を失ったチョウのごとく魂のぬけた寂しさとうれいが世の中に残されていたのである。（新聞）

これに対して、反対の面のこと、表側と裏側のある、すなわち両面のあるものの片面のことを「反面」と書き、次のように用いられる。

壁の反面 盾の反面 板の反面に溝を彫る

また「反面」には、「一方では」の意味に用いられている場合がある。